

## 第 61 回監査基準委員会有識者懇談会議事要旨（2021 年 4 月 9 日）

### I 日時：

2021 年 4 月 9 日（金）10:00～12:00

### II 場所：

日本公認会計士協会 4 階会議室／オンライン会議

### III 出席者：

#### ○ 監査基準委員会有識者懇談会委員（五十音順）

関根愛子議長、青克美委員、渥美恭弘委員、井上隆委員、今給黎真一委員、川島勇委員、小賀坂敦委員、八田進二委員、林田英治委員、堀江正之委員、松本祥尚委員、弥永真生委員、西山香織オブザーバー

#### ○ 日本公認会計士協会（説明者）

手塚正彦（委員／会長）、小倉加奈子（委員／担当副会長）、志村さやか（委員／監査基準・品質管理基準担当常務理事）、結城秀彦（監査・保証・IT 担当常務理事）、甲斐幸子（IAASB ボードメンバー／テクニカルスタッフ）

### IV 議事要旨：

#### 1. 意見聴取

##### (1) 品質マネジメント基準に関する対応について

担当常務理事から、品質マネジメント基準の概要及び当協会における対応について説明がなされた。

##### (2) 監査・保証実務委員会実務指針「訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する実務指針」について

担当常務理事から、訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する取扱いの実務指針化について説明がなされた。

##### (3) IAASB の活動状況について

担当テクニカルスタッフ（IAASB ボードメンバー）から、IAASB 3 月ボード会議において議論された以下の事項について説明がなされた。

- ① LCE（複雑でない企業）の監査基準
- ② グループ監査（ISA 600）
- ③ 監査証拠（ISA 500）
- ④ EER Assurance（拡張された外部報告に対する保証）ガイダンス

## 2. 報告事項

担当副会長及び担当常務理事から、以下の事項について説明がなされた。なお、(2)及び(3)については、資料配付をもって報告とされた。

- (1) 監査基準委員会報告書の誤りの修正について
- (2) リモートワーク環境下における企業の業務及び決算・監査上の対応について
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その7）について
- (4) 有識者懇談会の名簿の公表について

## 3. 意見交換

上記について、以下のような意見があった。

- (1) 品質マネジメント基準に関する対応について（上記1(1)）
  - 中小監査事務所であっても上場会社の監査を行う監査事務所においては、その影響を鑑み、品質マネジメントは十分高いレベルとすべきである。
  - 適用時期について、品質マネジメント基準は、監査の品質確保のためのマネジメントシステムであることから早急に構築すべきである。
  - 品質マネジメント基準により監査事務所が自ら評価した内容について、上場会社、特に監査役等と適切なコミュニケーションを取るべきである。
  - 品質マネジメント基準の導入に当たって、中小監査事務所のリソース不足に懸念がある。現場の監査人が品質マネジメントへの対応を行わざるを得ない場合、監査人だけでなく、企業にも影響を及ぼす可能性がある。導入に当たって新たな負荷がどの程度生じるのか、引き続き検討をお願いしたい。
  - 監査事務所がどのような品質目標を設定し、リスクをどのように評価しているのか、結果としてどのように運用されているのか、監査役等や利用者も含めた市場関係者への情報開示が重要である。
  - 現行の品質管理基準は、あらかじめ基準において定められた品質管理の方針と手続を監査事務所が適用し、事後的に検証するというインプットベースの品質管理であるが、品質マネジメント基準では、品質管理に関わるリスクを監査事務所自らが評価し、監視及び改善を行うアウトプットベースの品質管理である。アウトプットベースの新しい品質マネジメント基準により、どのような形で監査事務所の品質管理が確保できているかという点について、日本公認会計士協会の品質管理レビューにおける検証が重要になる。

(2) 監査・保証実務委員会実務指針「訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する実務指針」について（上記1(2)）

- 訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査上の留意事項を実務指針化することに賛成である。
- 「不適切な会計処理」は英訳したときに inappropriate や improper という用語になるため、海外からの視点も踏まえ「不正会計」という用語を使用すべきである。
- 実務指針化により、要求事項と適用指針が明確に区分されることになるが、要求事項のみを遵守すればよいものではない。研究報告から規範性のある実務指針とする趣旨や適用指針の位置付けを日本公認会計士協会の会員に十分周知する必要がある。また、実務指針が適切に適用されているかの検証も重要であり、追加で問題があれば対応していく必要がある。
- 研究報告を実務指針とする場合の基準はあるか。また今後そのような予定はあるのか。  
(質問への回答)

研究報告を実務指針とする場合の特段の基準はない。研究報告を実務指針とするものについて現在予定されているものはない。ただし、リモートワーク環境下における監査上の留意事項のうち、今後恒久的に取扱う必要があるものについては実務指針とする可能性もあると考えている。

(3) IAASB の活動状況について（上記1(3)）

- 監査基準の場合には、会計基準よりも更により国際的な整合性を図る必要性が大きいと認識している。IAASB で基準開発している間に日本として十分な意見発信をしていけなければいけない。監査基準の質の向上ということが資本市場にとってまず大事であるが、ルールが導入されたときには、作成者や利用者のコストになるため、作成者や利用者も基準開発に十分関与していくべきものではないか。
- LCE（複雑でない企業）の監査基準の導入の議論に当たっては、自主規制団体である日本公認会計士協会の考えも重要になってくる。例えば、LCE の監査基準の適用範囲をどう捉えるか、判断が求められる。
- グループ監査（ISA600）改訂において IAASB からリスクに基づくアプローチが提案されている。重要な構成単位に該当しない子会社で問題が起こるケースもあるため、新しいアプローチは有用である。新しいアプローチと現行の構成単位を軸にしたアプローチを合わせた効果的なアプローチになるよう検討いただきたい。
- グループ監査（ISA600）改訂について、企業のマネジメント及びガバナンスの実態は構成単位を軸に行われているため、新たにリスクに基づくアプローチが導入されたとしても、従来の構成単位を軸にした監査は軽減されることはないと考える。新たなリスクに基づくアプロー

チと従来の構成単位を軸としたアプローチの両方が行われると考えると、負担が増加する。財務諸表作成者等の他の利害関係者の意見も踏まえて、慎重に取り組んでいただきたい。

○ EER Assurance（拡張された外部報告に対する保証）については、保証の範囲が重要になってくる。近年、日本企業における非財務情報の開示が大きく変わった。拡張された外部報告に対する保証の考え方も、監査人、財務諸表作成者、利用者、取引所など様々な立場で異なる部分もあると考える。より多くの関係者と慎重に意見交換を行っていただきたい。

○ ESG 情報等の非財務情報の企業開示がますます重要になってきている。日本における非財務情報への保証はまだ任意の位置付けであるが、今後、制度上の裏付けのある保証に発展していくのだろう。

(4) リモートワーク環境下における企業の業務及び決算・監査上の対応について（上記2(2)）

○ リモートワーク環境下における一連の留意事項を適時に発出しており、適切な対応である。特に、リモートワーク対応第3号「PDFに変換された証憑の真正性に関する監査上の留意事項」は重要である。リモートワーク環境下では証憑の真正性への理解が希薄になる可能性があるため、十分留意して対応いただきたい。

○ リモートワーク環境下における留意事項も含め日本公認会計士協会が公表する文書は簡潔明瞭にすべきである。

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

監査グループ

E-mail : kansa@sec.jicpa.or.jp

以 上